

2023 年漁業センサス三重県結果概要 (確報)

海面漁業調査(漁業経営体調査)

1. 漁業経営体数

(1) 総経営体数

令和5年11月1日現在における三重県の海面漁業(含む海面養殖業)の漁業経営体数は2,286経営体で、対前回(平成30年調査、以下同じ。)では△892経営体(△28.1%)の減少になりました。(全国値は65,662経営体で、対前回では△13,405経営体、△17.0%)

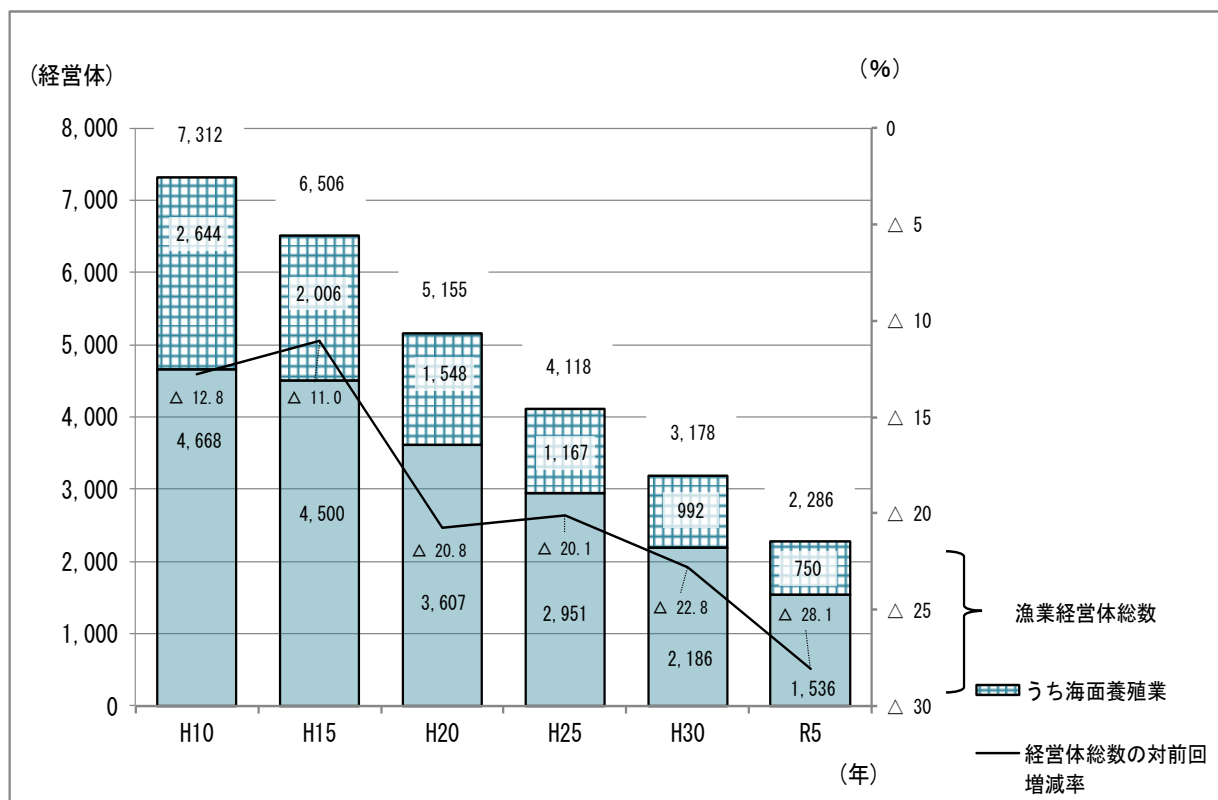
このうち、主として海面養殖業を行っている漁業経営体数は750経営体で、対前回では△242経営体(△24.4%)の減少になりました。(全国値は12,169経営体で、対前回では△1,781経営体、△12.8%)

表1 漁業経営体数(実数)及び対前回増減率(%)

区分	H10	H15	H20	H25	H30	R5
漁業経営体 (経営体)	7,312	6,506	5,155	4,118	3,178	2,286
対前回増減(経営体)	△1,071	△806	△1,351	△1,037	△940	△892
対前回増減率(%)	△12.8	△11.0	△20.8	△20.1	△22.8	△28.1
うち海面養殖業 (経営体)	2,644	2,006	1,548	1,167	992	750
対前回増減(経営体)	△642	△638	△458	△381	△175	△242
対前回増減率(%)	△19.5	△24.1	△22.8	△24.6	△15.0	△24.4

※各図及び各表中の「年」は、11月1日現在を指す。以下、同様。

図1 漁業経営体数(実数)及び対前回増減率(%)の推移



(2) 漁業層別経営体数

漁業層(漁業経営体が主として営む漁業種類と使用漁船の規模による分類)別にみると、沿岸漁業層と中小漁業層は前回に比べ減少し、大規模漁業層は前回と同数でした。

ア 沿岸漁業層

沿岸漁業層の経営体数は2,165経営体で、対前回では△871経営体(△28.7%)になりました。

(全国値は61,458経営体で、対前回では△12,693経営体、△17.1%)

イ 中小漁業層(動力漁船10トン以上1,000トン未満)

中小漁業層の経営体数は119経営体で、対前回では△21経営体(△15.0%)になりました。

(全国値は4,152経営体で、対前回では△710経営体、△14.6%)

ウ 大規模漁業層(動力漁船1,000トン以上)

大規模漁業層の経営体数は2経営体で、前回と同数になりました。

(全国値は52経営体で、対前回では△2経営体、△3.7%)

表2 漁業層別経営体数(実数)

区分	H10 (経営体)	H15 (経営体)	H20 (経営体)	H25 (経営体)	H30 (経営体)	R5 (経営体)	対前回 増減率 R5/H30 (%)	対前回 増減数 R5-H30 (経営体)
(沿岸漁業層)	7,020	6,204	4,888	3,932	3,036	2,165	△ 28.7	△ 871
定置網	229	217	176	125	87	76	△ 12.6	△ 11
海面養殖	2,644	2,006	1,548	1,167	992	750	△ 24.4	△ 242
のり類養殖	843	604	517	444	376	292	△ 22.3	△ 84
かき類養殖	257	236	230	210	171	118	△ 31.0	△ 53
真珠養殖	859	688	469	283	238	143	△ 39.9	△ 95
わかめ類養殖	67	73	48	36	68	71	4.4	3
ぶり類養殖	36	20	12	10	7	5	△ 28.6	△ 2
まだい養殖	446	287	187	115	90	71	△ 21.1	△ 19
その他の養殖	136	98	85	69	42	50	19.0	8
漁船非使用階層	580	546	359	302	222	135	△ 39.2	△ 87
漁船使用	3,567	3,435	2,805	2,338	1,735	1,204	△ 30.6	△ 531
無動力漁船のみ	0	6	4	2	2	0	△ 100.0	△ 2
船外機付漁船	-	-	792	601	423	323	△ 23.6	△ 100
動力漁船使用(総10トン未満)	3,567	3,429	2,009	1,735	1,310	881	△ 32.7	△ 429
総3トン未満	2,484	2,419	992	912	661	397	△ 39.9	△ 264
総3トン以上～総5トン未満	607	540	574	492	382	301	△ 21.2	△ 81
総5トン以上～総10トン未満	476	470	443	331	267	183	△ 31.5	△ 84
(中小漁業層)	286	299	264	185	140	119	△ 15.0	△ 21
動力漁船使用 (総10トン以上～総1,000トン未満)	286	299	264	185	140	119	△ 15.0	△ 21
総10トン以上～総20トン未満	179	186	176	110	76	69	△ 9.2	△ 7
総20トン以上～総50トン未満	43	52	48	43	34	25	△ 26.5	△ 9
総50トン以上～総100トン未満	39	36	23	16	15	12	△ 20.0	△ 3
総100トン以上～総1,000トン未満	25	25	17	16	15	13	△ 13.3	△ 2
(大規模漁業層)	6	3	3	1	2	2	0.0	0
動力漁船使用(総1,000トン以上)	6	3	3	1	2	2	0.0	0
計	7,312	6,506	5,155	4,118	3,178	2,286	△ 28.1	△ 892

注) H10及びH15の定置網には、地びき網を含む。

図2① 漁業層別経営体数（実数）の推移（除：「大規模漁業層」及び「（沿岸）無動力漁船のみ」）

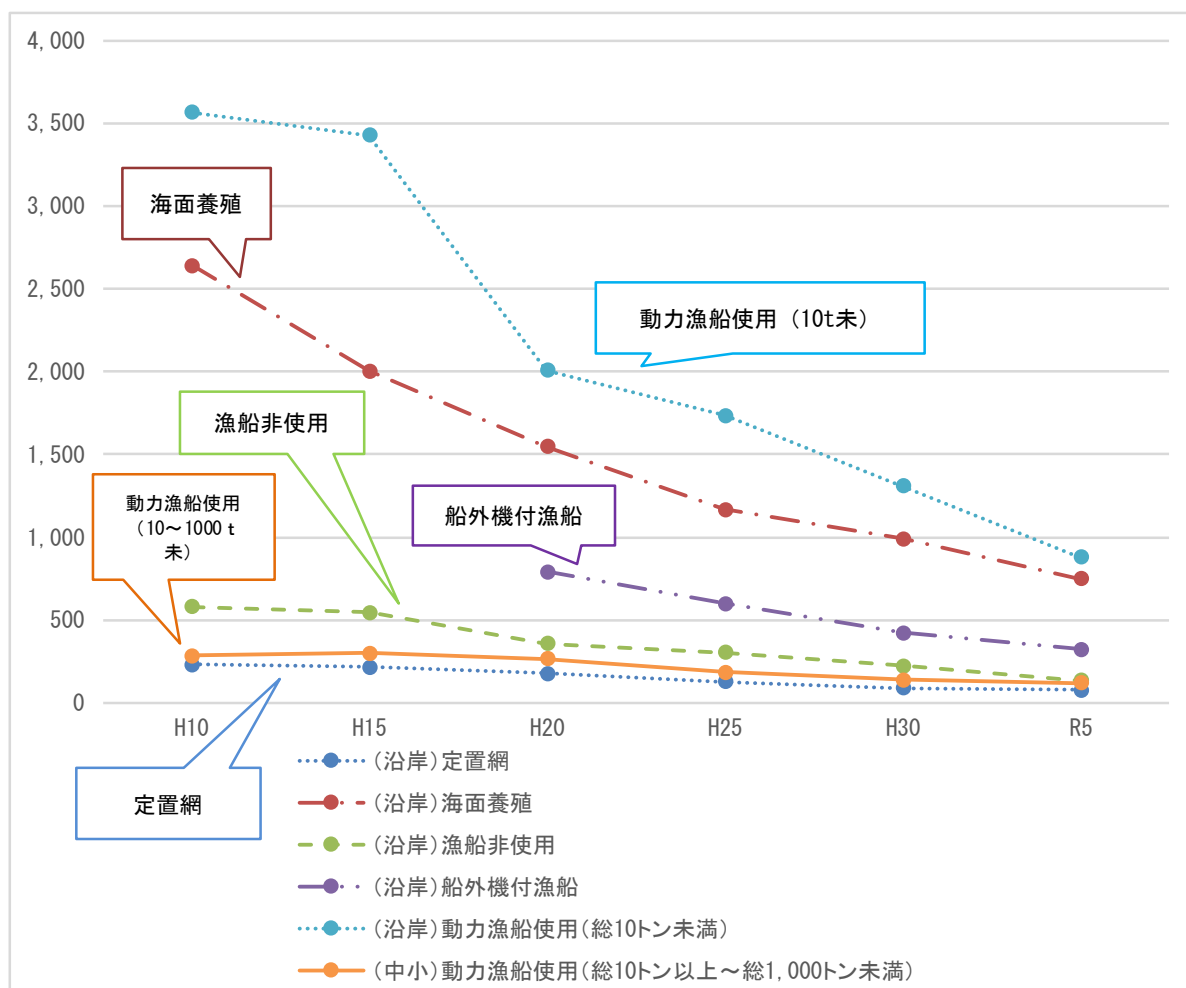
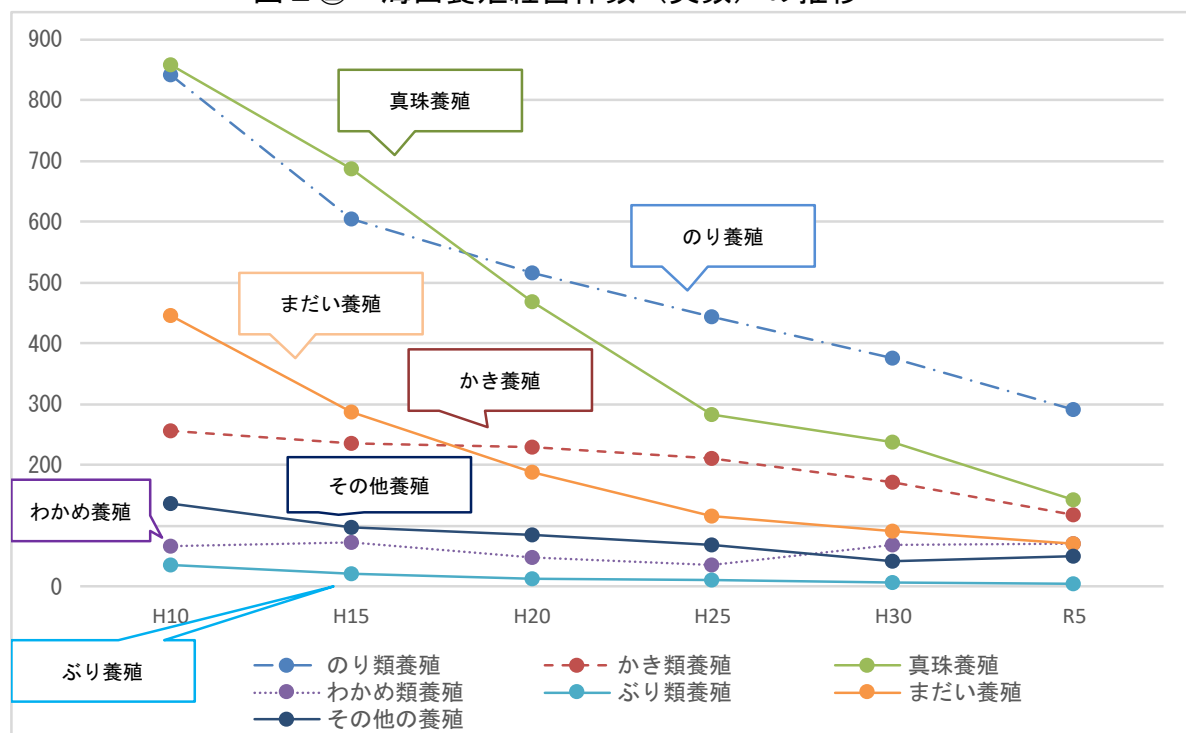


図2② 海面養殖経営体数（実数）の推移



(3) 経営組織別経営体数

経営組織別にみると、個人経営体数は2,197経営体で、対前回では△857経営体(△28.1%)、団体経営体数は89経営体で、対前回では△35経営体(△28.2%)といずれも減少になりました。

ア 個人経営体

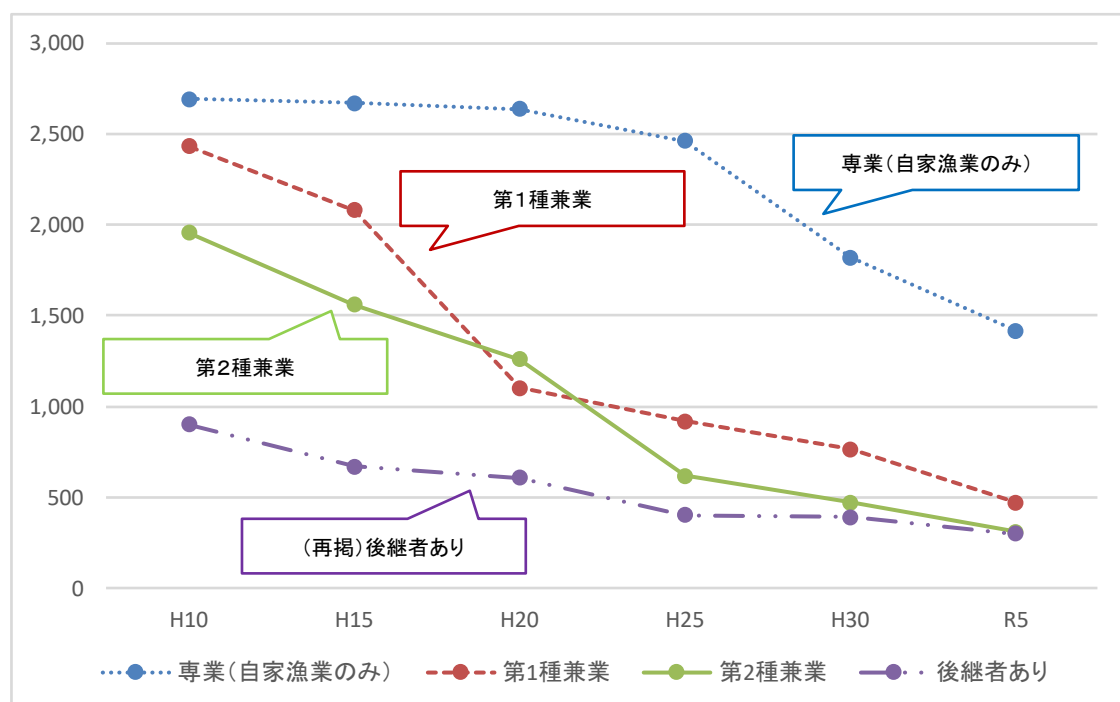
個人経営体を専兼業別にみると、専業は1,417経営体で、対前回では△405経営体(△22.2%)となり、兼業は780経営体で、対前回では△452経営体(△36.7%)といずれも減少になりました。

また、後継者のいる個人経営体は299経営体で、対前回では△89経営体(△22.9%)と減少になりました。

表3 個人経営体の専業・兼業別経営体数(実数)

区分	H10 (経営体)	H15 (経営体)	H20 (経営体)	H25 (経営体)	H30 (経営体)	R5 (経営体)	対前回 増減率 R5/H30 (%)	対前回 増減数 R5-H30 (経営体)
個人経営体	7,086	6,312	4,998	3,995	3,054	2,197	△ 28.1	△ 857
専業(自家漁業のみ)	2,695	2,672	2,637	2,461	1,822	1,417	△ 22.2	△ 405
兼業	4,391	3,640	2,361	1,534	1,232	780	△ 36.7	△ 452
第1種兼業	2,435	2,081	1,102	917	763	471	△ 38.3	△ 292
第2種兼業	1,956	1,559	1,259	617	469	309	△ 34.1	△ 160
(再掲) 後継者あり	900	668	605	399	388	299	△ 22.9	△ 89

図3 個人経営体の専業・兼業別経営体数(実数)の推移



イ 団体経営体

団体経営体を組織別にみると、会社は 58 経営体で、対前回では△2 経営体（△3.3%）、共同経営は 28 経営体で、対前回では△29 経営体（△50.9%）など、漁業生産組合を除き、いずれも減少になりました。

表 4 団体経営体の経営組織別経営体数（実数）

区分	H10 (経営 体)	H15 (経営 体)	H20 (経営 体)	H25 (経営 体)	H30 (経営 体)	R5 (経営 体)	対前回 増減率 R5/H30 (%)	対前回 増減数 R5-H30 (経営体)
団体経営体	226	194	157	123	124	89	△ 28.2	△ 35
会社	69	68	64	59	60	58	△ 3.3	△ 2
漁業協同組合	17	8	3	1	4	1	△ 75.0	△ 3
漁業生産組合	6	3	2	2	2	2	0.0	0
共同経営	129	108	87	61	57	28	△ 50.9	△ 29
その他	5	7	1	0	1	0	△ 100.0	△ 1

(4) 漁獲物・収獲物の販売金額規模別経営体数

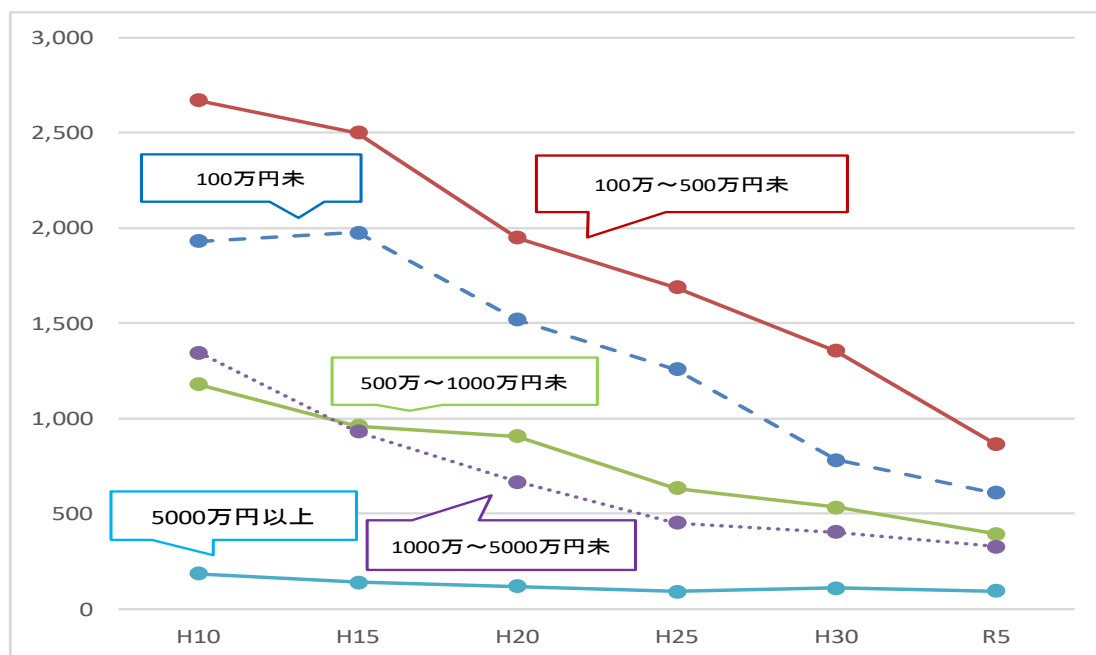
漁獲物・収獲物の販売金額規模別の経営体数を対前回でみると、100 万円未満は△172 経営体（△22.0%）、100 万～500 万円未満は△489 経営体（△36.1%）、500 万～1,000 万円未満は△140 経営体（△26.3%）、1,000 万～5,000 万円未満は△74 経営体（△18.4%）、5,000 万円以上は△17 経営体（△15.6%）と全ての販売規模階層で減少しました。

特に、100 万円～500 万円規模において、対前回の減少数と減少率が大きくなっています。

表 5 漁獲物・収獲物の販売金額規模別経営体数（実数）

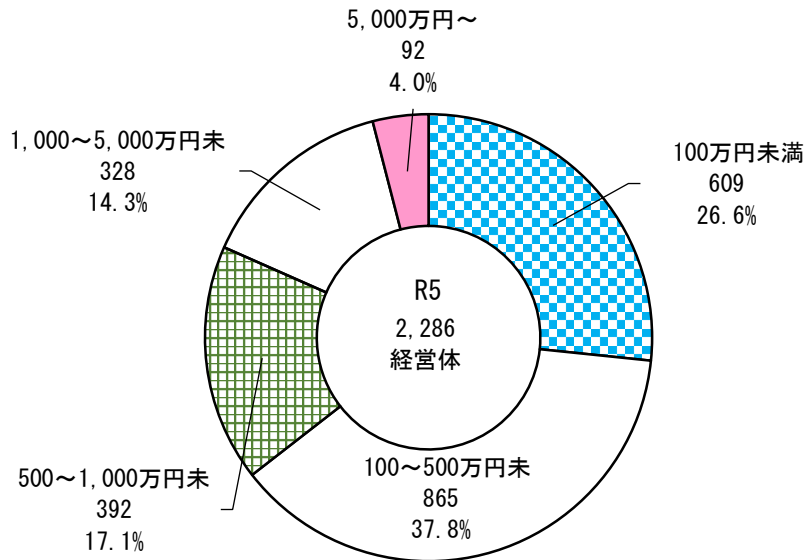
区分	H10 (経営 体)	H15 (経営 体)	H20 (経営 体)	H25 (経営 体)	H30 (経営 体)	R5 (経営 体)	対前回 増減率 R5/H30 (%)	対前回 増減数 R5-H30 (経営体)
漁業経営体	7,312	6,506	5,155	4,118	3,178	2,286	△ 28.1	△ 892
100万円未満	1,930	1,977	1,518	1,257	781	609	△ 22.0	△ 172
100万～500万円未満	2,672	2,501	1,948	1,689	1,354	865	△ 36.1	△ 489
500万～1,000万円未満	1,180	960	905	632	532	392	△ 26.3	△ 140
1,000万～5,000万円未満	1,346	929	667	451	402	328	△ 18.4	△ 74
5,000万円以上	184	139	117	89	109	92	△ 15.6	△ 17

図 4 漁獲物・収獲物の販売金額規模別経営体数（実数）の推移



また、漁獲物・収穫物の販売金額規模別の経営体数の割合は、100万円未満が全体の26.6%、100～500万円未満が37.8%で、500万円未満が64.5%と約2／3を占めています。

図5 漁獲物・収穫物の販売金額規模別経営体数（実数）及び割合（％）



2. 漁業就業者数

（1）漁業就業者数

漁業就業者数（満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事したもの）は4,220人で、対前回では△1,888人（△30.9%）と減少しました。（全国値は121,389人で、対前回では△30,312人、△20.0%）

就業者の年齢別割合をみると、60～74歳が35.9%、75歳以上が21.4%で、60歳以上が57.3%と6割弱を占めています。

図6 漁業就業者数（人）及び対前回増減率（％）の推移

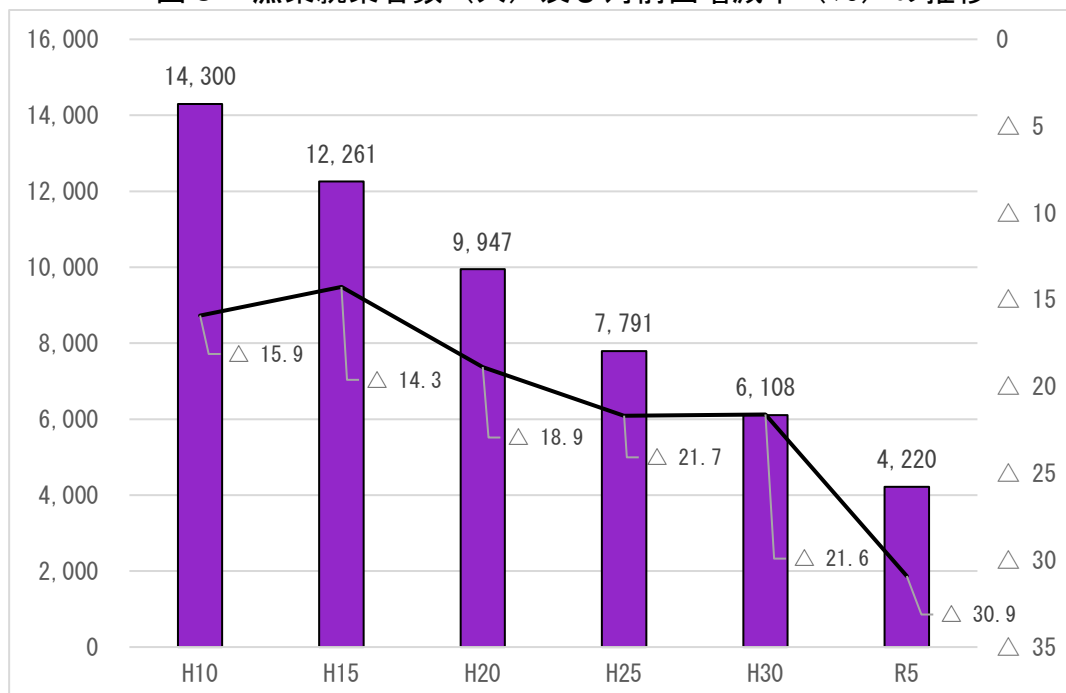


図7 漁業就業者の年齢別人数（人）及び割合（％）

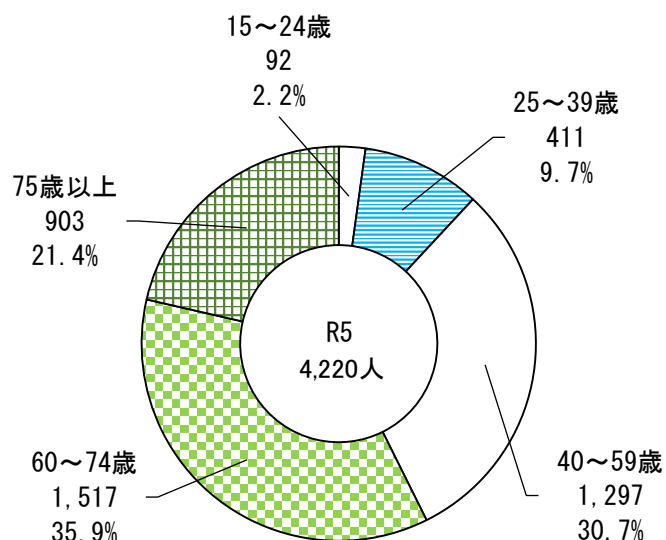
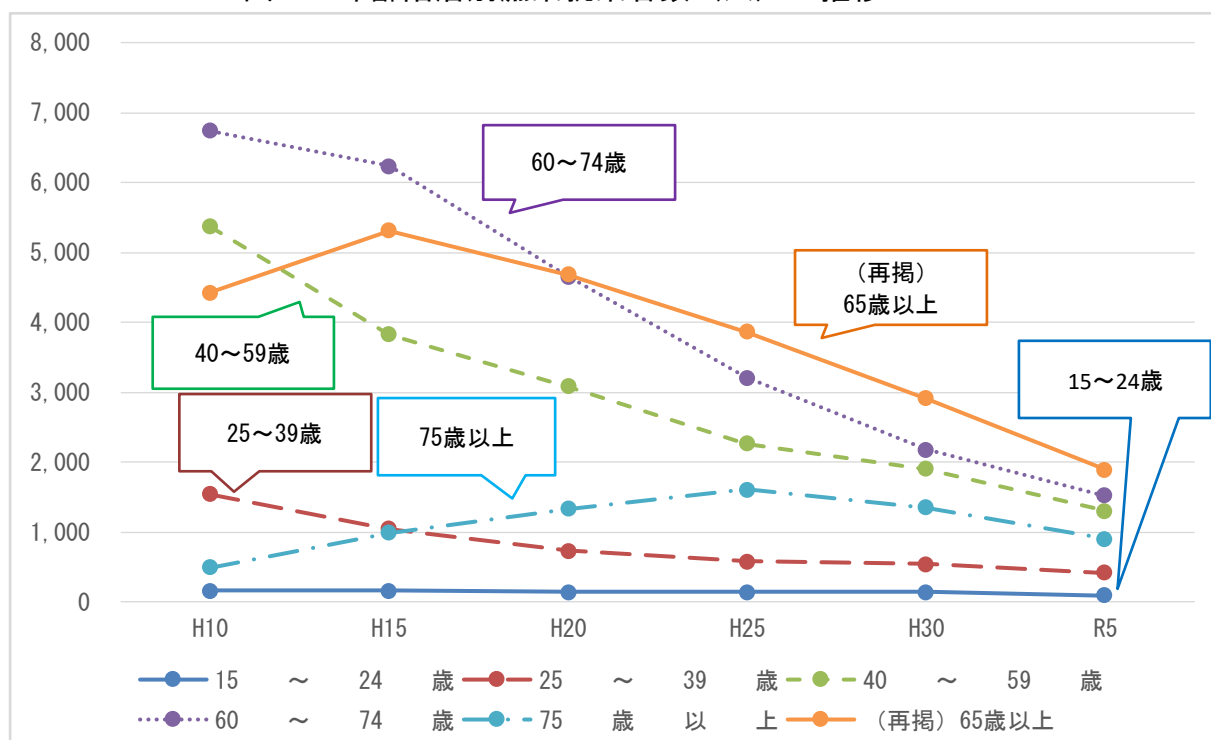


表6 年齢階層別漁業就業者数（人）

区分	H10 (人)	H15 (人)	H20 (人)	H25 (人)	H30 (人)	R5 (人)	対前回 増減率 R5/H30 (%)	対前回 増減数 R5-H30 (人)
漁業就業者	14,300	12,261	9,947	7,791	6,108	4,220	△ 30.9	△ 1,888
15 ～ 24 歳	161	155	140	143	139	92	△ 33.8	△ 47
25 ～ 39 歳	1,537	1,048	731	573	535	411	△ 23.2	△ 124
40 ～ 59 歳	5,374	3,832	3,084	2,265	1,903	1,297	△ 31.8	△ 606
60 ～ 74 歳	6,740	6,239	4,658	3,204	2,183	1,517	△ 30.5	△ 666
75 歳 以 上	488	987	1,334	1,606	1,348	903	△ 33.0	△ 445
(再掲) 65 歳 以 上	4,432	5,311	4,681	3,869	2,913	1,896	△ 34.9	△ 1,017

図8 年齢階層別漁業就業者数（人）の推移



(2) 自営・雇われ別漁業就業者数

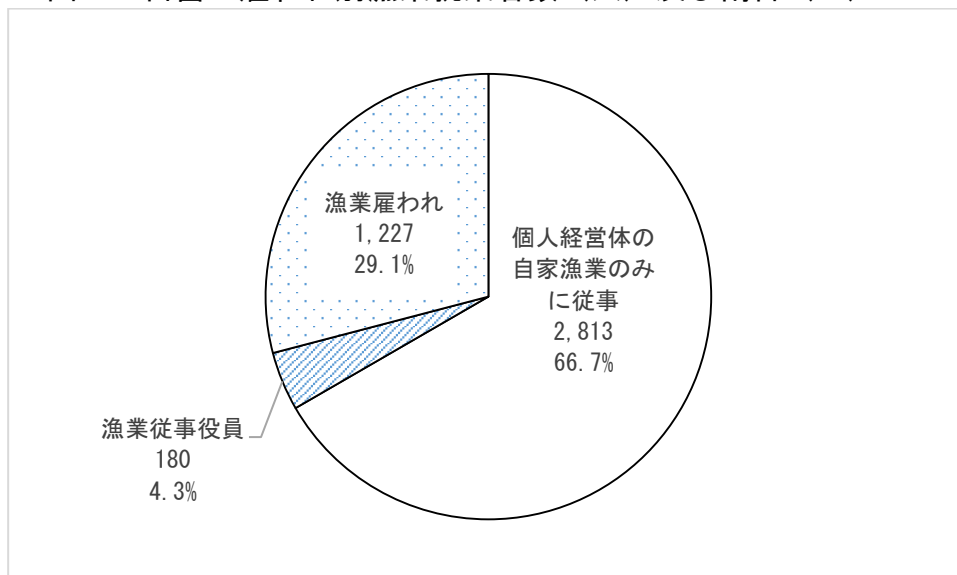
自営・雇われ別にみると、個人経営体の自家漁業のみに従事した者は2,813人で、対前回では△1,379人(△32.9%)と減少になり、雇われて漁業に従事した者は1,227人で、対前回では△453人(△27.0%)といずれも減少しました。

表7 自営・雇われ別漁業就業者数(人)

区分	H10 (人)	H15 (人)	H20 (人)	H25 (人)	H30 (人)	R5 (人)	対前回 増減率 R5/H30 (%)	対前回 増減数 R5-H30 (人)
漁業就業者	14,300	12,261	9,947	7,791	6,108	4,220	△ 30.9	△ 1,888
個人経営体の自家漁業のみに従事	11,785	10,093	7,704	5,813	4,192	2,813	△ 32.9	△ 1,379
漁業従事役員	-	-	-	-	236	180	△ 23.7	△ 56
漁業雇われ	2,515	2,168	2,243	1,978	1,680	1,227	△ 27.0	△ 453

注：平成30年調査において、「漁業雇われ」から「漁業従事役員」を分離して新たに調査項目として設定しており、平成10～25年値には「漁業雇われ」に「漁業従事役員」を含んでいます。

図9 自営・雇われ別漁業就業者数(人)及び割合(%)



3. 使用漁船隻数

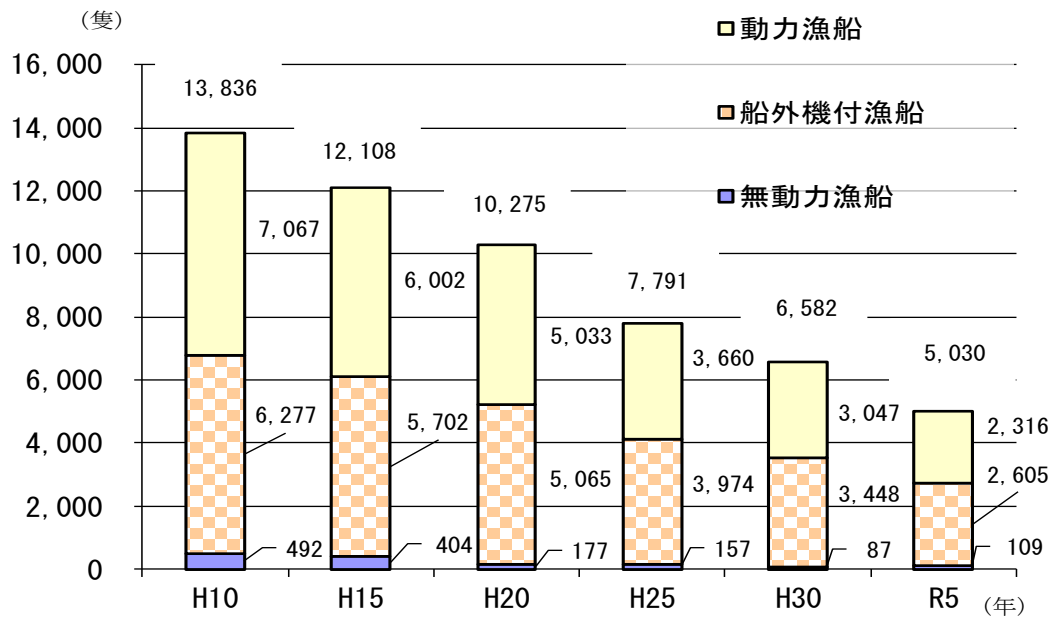
漁業経営体が過去1年間に漁業生産に使用し、かつ調査日現在保有している漁船の使用隻数は5,030隻で、対前回では△1,552隻（△23.6%）と減少しました。（全国値は109,283隻、対前回では△22,918隻、△17.3%）

漁船を種類別でみると、無動力漁船は109隻（対前回+25.3%）と増加しましたが、船外機付漁船は2,605隻（同△24.4%）、動力漁船が2,316隻（同△24.0%）となり、前回より減少しました。

表8 使用漁船隻数（隻）

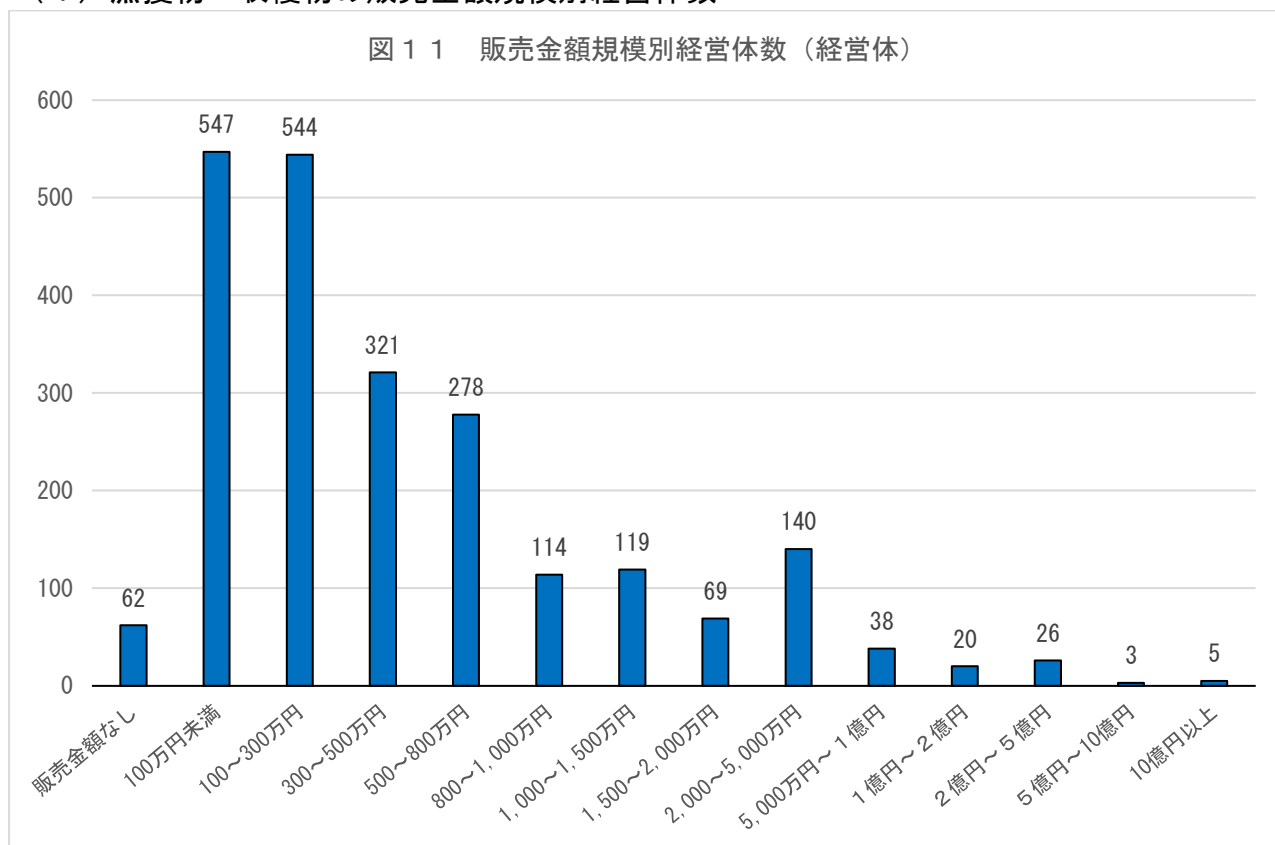
区分	H10 (隻)	H15 (隻)	H20 (隻)	H25 (隻)	H30 (隻)	R5 (隻)	対前回 増減率 R5/H30 (%)	対前回 増減数 R5-H30 (隻)
漁船	13,836	12,108	10,275	7,791	6,582	5,030	△23.6	△1,552
無動力漁船	492	404	177	157	87	109	25.3	22
船外機付漁船	6,277	5,702	5,065	3,974	3,448	2,605	△24.4	△843
動力漁船	7,067	6,002	5,033	3,660	3,047	2,316	△24.0	△731
合計トン数(単位：t)	42,692	38,396	31,804	21,802	20,196	16,949	△16.1	△3,247
1隻あたり平均トン数(単位：t)	6.0	6.4	6.3	6.0	6.6	7.3		

図10 使用漁船隻数の推移（隻）

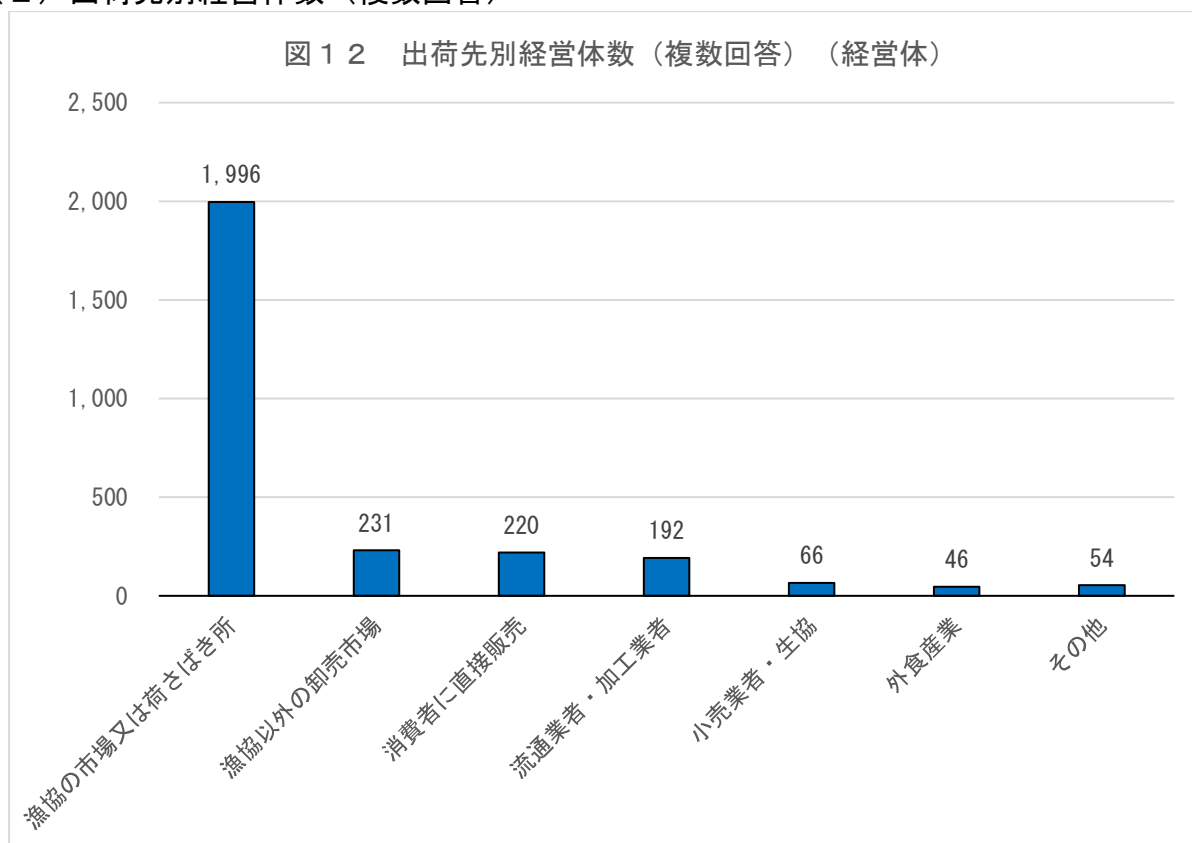


4. 海面漁業の生産構造

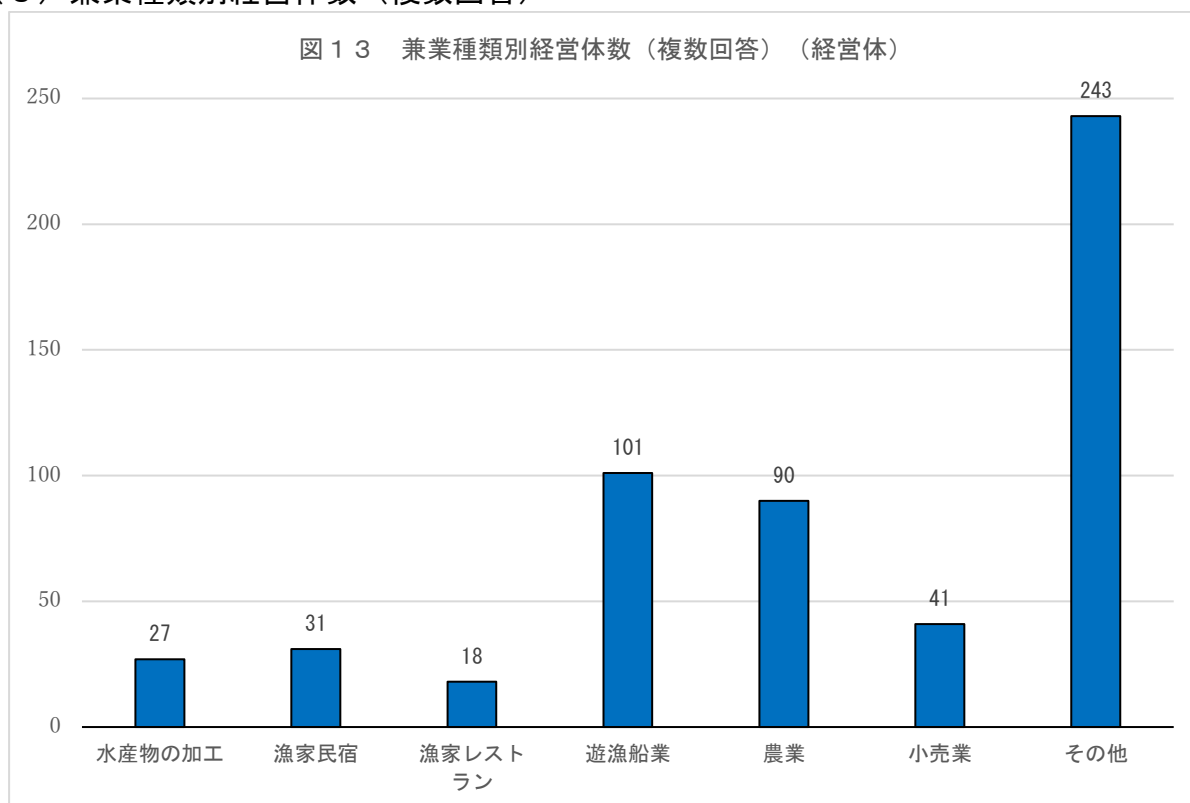
(1) 漁獲物・収穫物の販売金額規模別経営体数



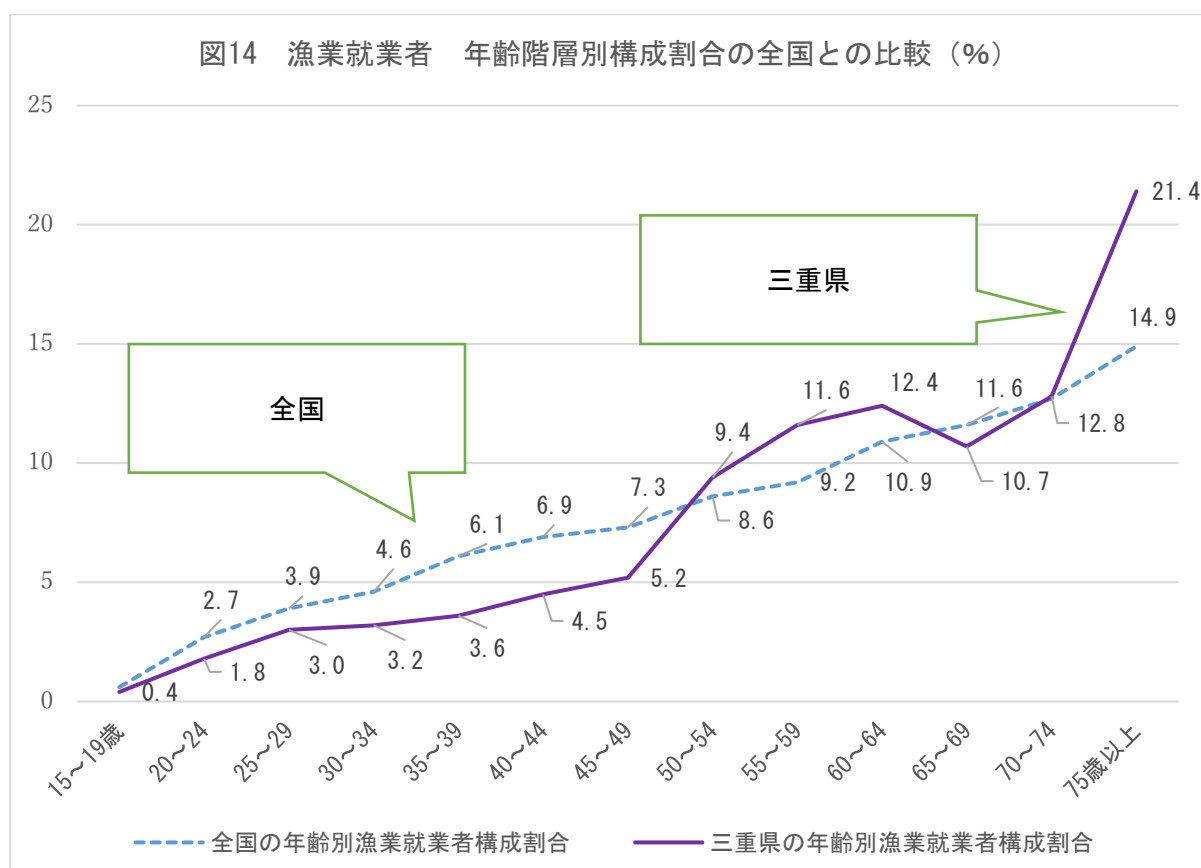
(2) 出荷先別経営体数（複数回答）



(3) 兼業種類別経営体数（複数回答）

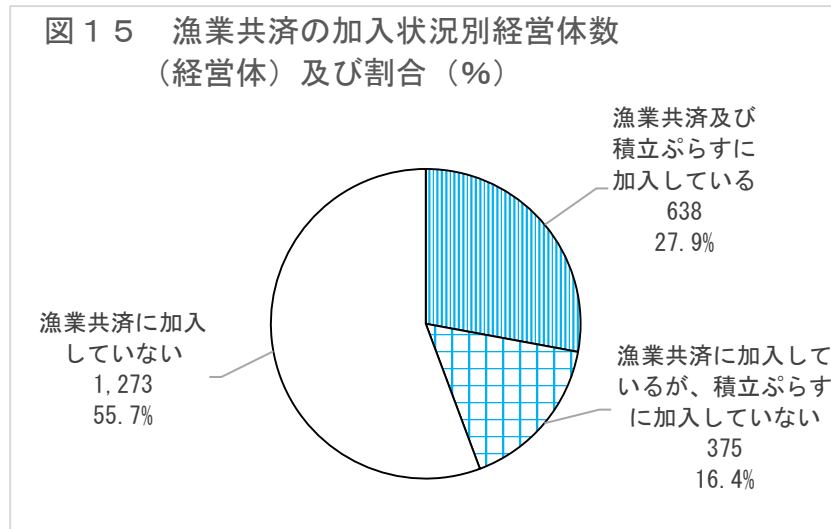


5. 漁業就業者 年齢階層別構成割合の全国との比較



6. 漁業経営の取り組み

(1) 漁業共済の加入状況別経営体数（経営体）



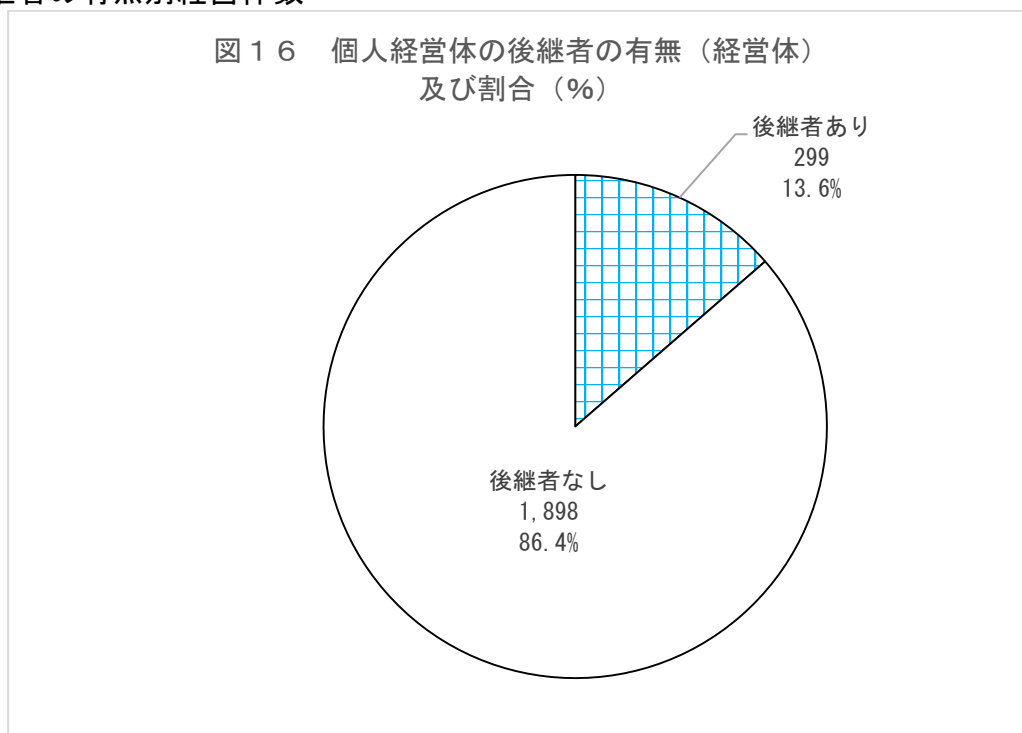
■漁業共済：漁獲金額が不漁等により減少した場合の損失など、中小漁業者が異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失を補償することにより、漁業再生産の確保と漁業経営の安定に資することを目的とする以下の共済事業をいう。

- ・ 漁船漁業、定置漁業及び一部の採貝・採藻業が対象となる漁獲共済
- ・ 養殖魚等が対象となる養殖共済、特定養殖共済
- ・ 養殖施設や漁具が対象となる漁業施設共済

■積立ぶらす：「漁業収入安定対策事業補助金交付等要綱」（平成 23 年 3 月 29 日付け 22 水漁第 2323 号農林水産事務次官依命通知）に基づき、計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象に、収入が減少した場合に、漁業者が拠出した積立金と国費で造成した基金から減収の補填を行う予算事業をいう。

7. 個人経営体

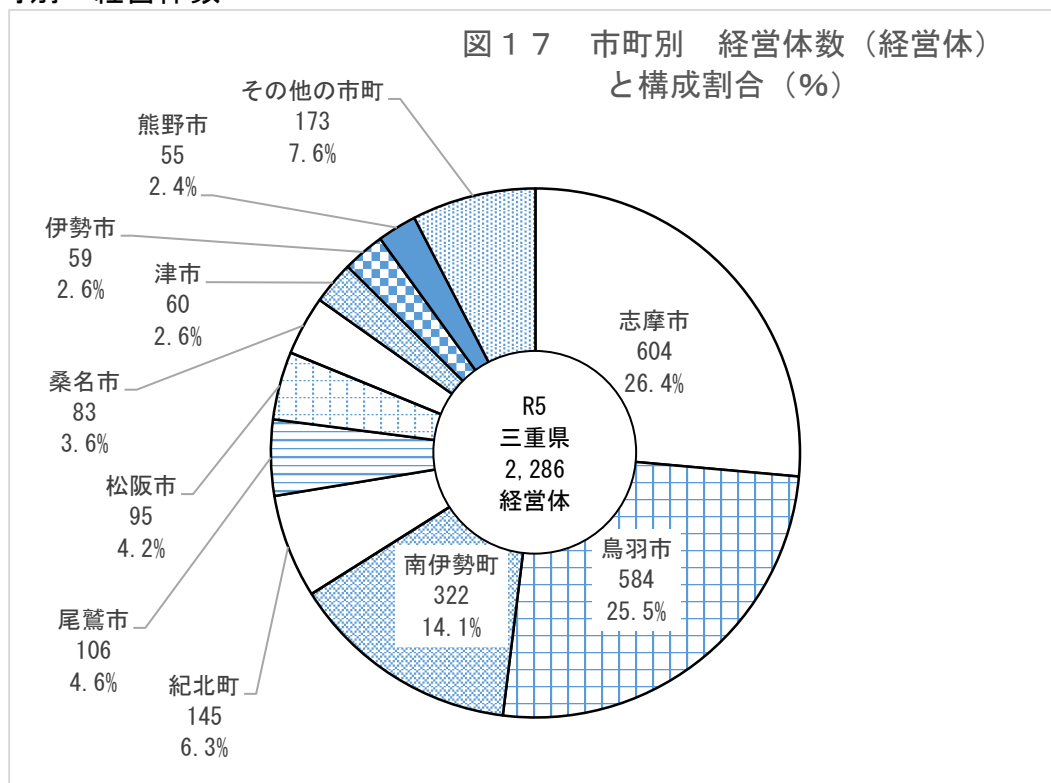
(1) 後継者の有無別経営体数



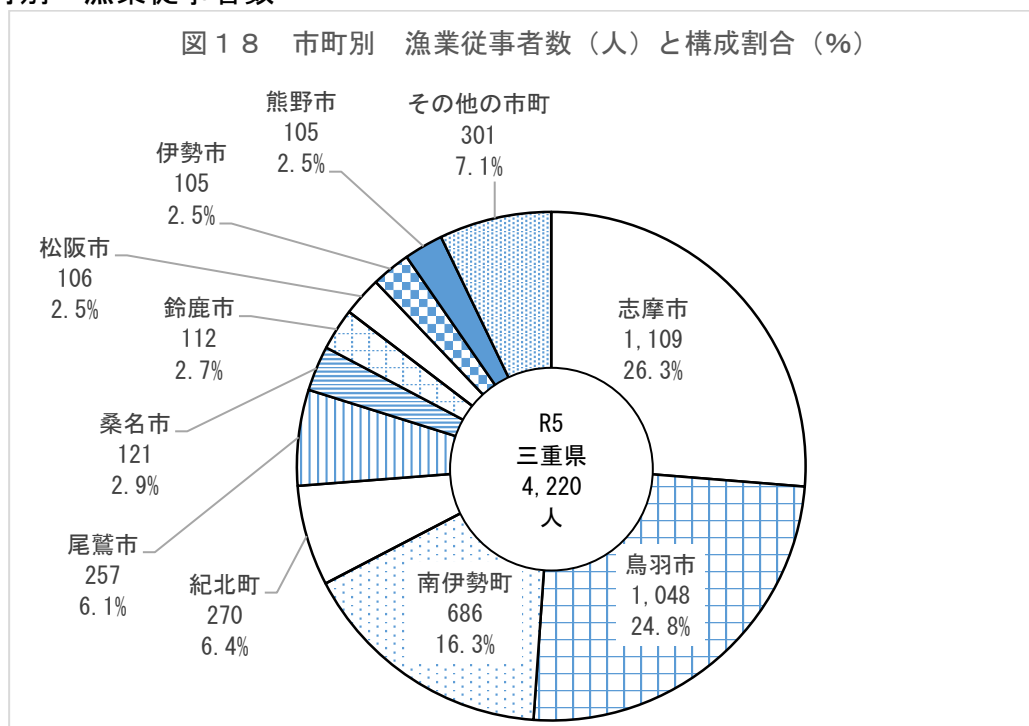
※後継者：満 15 歳以上で、調査期日前 1 年間に漁業に従事した人のうち、世帯員に限らず将来自営漁業の経営主になる予定の人をいう。

8. 市町別統計

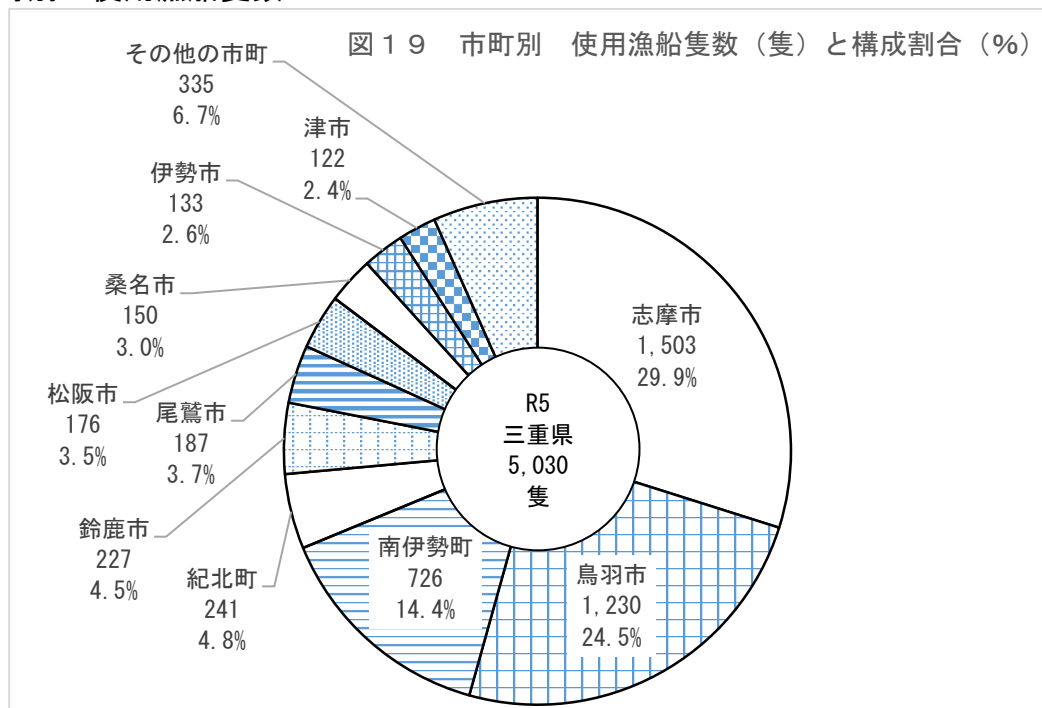
(1) 市町別 経営体数



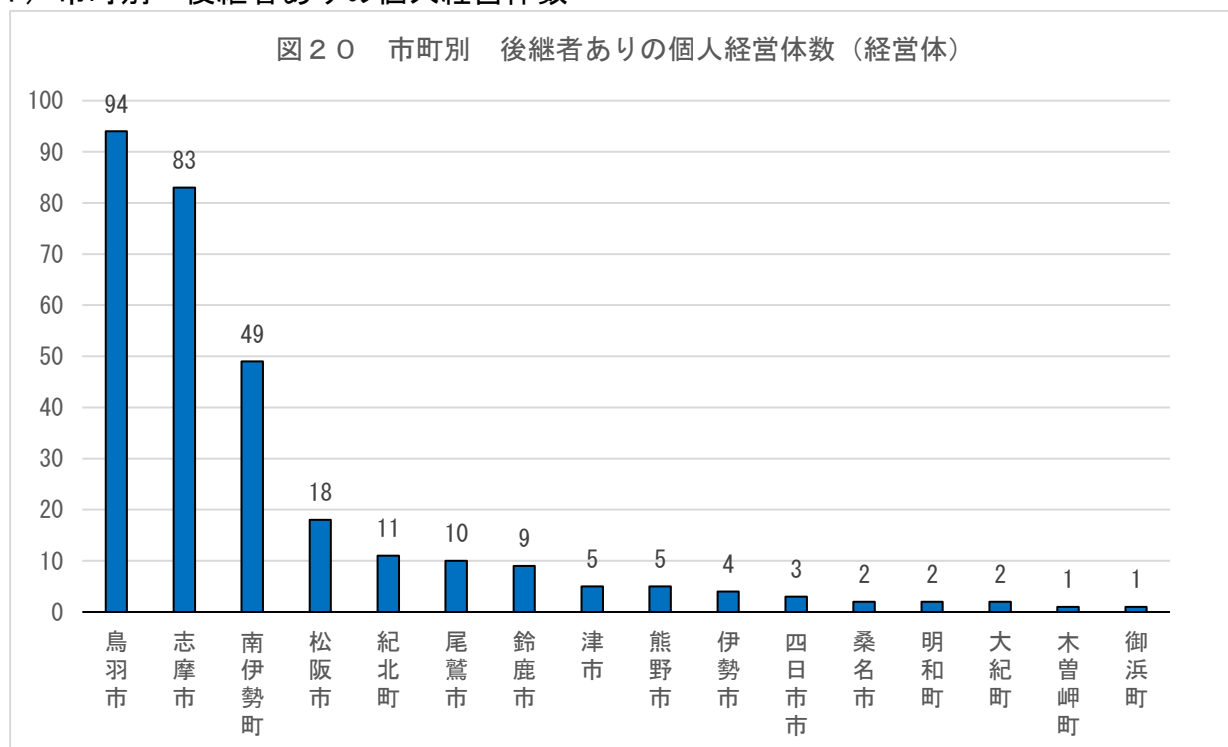
(2) 市町別 漁業従事者数



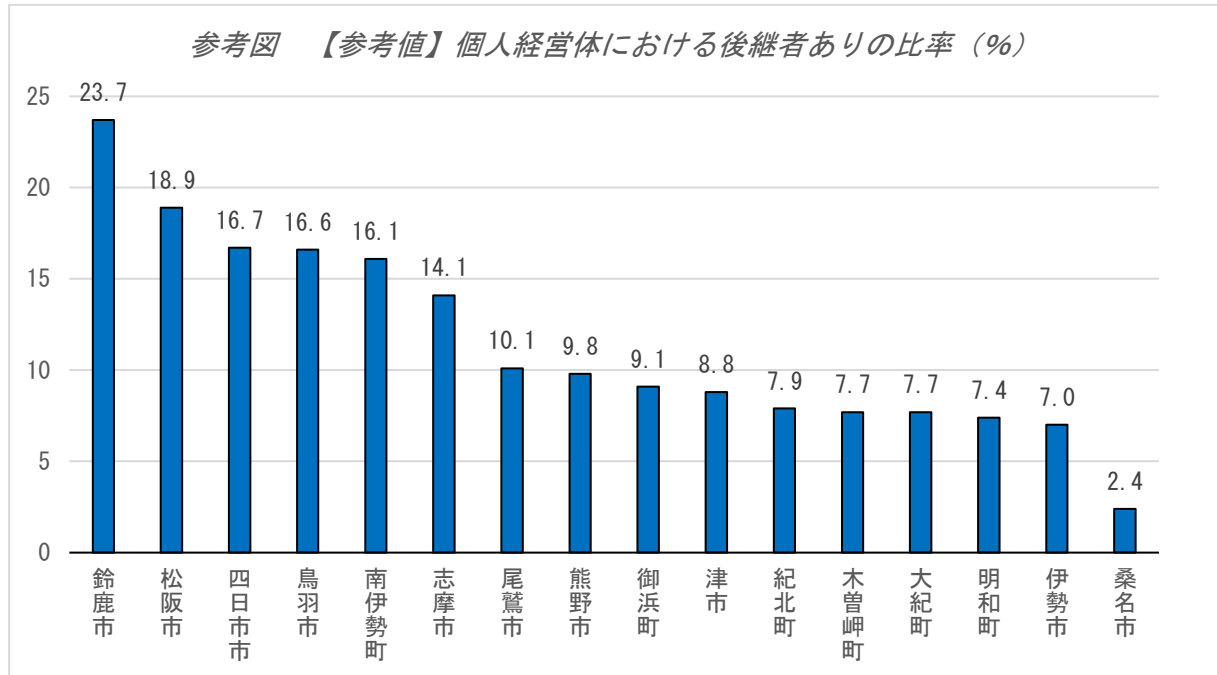
(3) 市町別 使用漁船隻数



(4) 市町別 後継者ありの個人経営体数



(5) 【参考値】市町別 個人経営体における後継者ありの比率



※後継者ありの個人経営体数÷（後継者ありの個人経営体数＋後継者なしの個人経営体数）で算出

(6) 市町別 経営体数の前回センサス値との比較

表9 市町別 漁業経営体数の前回センサス値との比較（経営体、%）

漁業経営体数(経営体)						
市町番号	市町名	H30	R5	構成割合(%)	対前回	
					増減数	増減率(%)
24	三重県	3,178	2,286	100.0	△ 892	△ 28.1
201	津市	72	60	2.6	△ 12	△ 16.7
202	四日市市	24	19	0.8	△ 5	△ 20.8
203	伊勢市	77	59	2.6	△ 18	△ 23.4
204	松阪市	115	95	4.2	△ 20	△ 17.4
205	桑名市	107	83	3.6	△ 24	△ 22.4
207	鈴鹿市	72	49	2.1	△ 23	△ 31.9
209	尾鷲市	200	106	4.6	△ 94	△ 47.0
211	鳥羽市	719	584	25.5	△ 135	△ 18.8
212	熊野市	68	55	2.4	△ 13	△ 19.1
215	志摩市	929	604	26.4	△ 325	△ 35.0
303	木曽岬町	12	13	0.6	1	8.3
344	川越町	2	0	0.0	△ 2	-
442	明和町	40	27	1.2	△ 13	△ 32.5
471	大紀町	51	31	1.4	△ 20	△ 39.2
472	南伊勢町	429	322	14.1	△ 107	△ 24.9
543	紀北町	215	145	6.3	△ 70	△ 32.6
561	御浜町	14	12	0.5	△ 2	△ 14.3
562	紀宝町	32	22	1.0	△ 10	△ 31.3

(7) 市町別 漁業就業者数の前回センサス値との比較

表 10 市町別 漁業就業者数の前回センサス値との比較 (人、%)

漁業就業者数(人)						
市町番号	市町名	H30	R5	構成割合(%)	対前回	
					増減数	増減率(%)
24	三重県	6,108	4,220	100.0	△ 1,883	△ 30.9
201	津市	124	77	1.8	△ 47	△ 37.9
202	四日市市	37	17	0.4	△ 20	△ 54.1
203	伊勢市	154	105	2.5	△ 49	△ 31.8
204	松阪市	200	106	2.5	△ 94	△ 47.0
205	桑名市	161	121	2.9	△ 40	△ 24.8
207	鈴鹿市	180	112	2.7	△ 68	△ 37.8
209	尾鷲市	385	257	6.1	△ 128	△ 33.2
211	鳥羽市	1,326	1,048	24.8	△ 278	△ 21.0
212	熊野市	127	105	2.5	△ 22	△ 17.3
215	志摩市	1,737	1,109	26.3	△ 628	△ 36.2
303	木曽岬町	X	24	0.6	-	-
344	川越町	X	0	0.0	-	-
442	明和町	80	52	1.2	△ 28	△ 35.0
471	大紀町	116	85	2.0	△ 31	△ 26.7
472	南伊勢町	982	686	16.3	△ 296	△ 30.1
543	紀北町	409	270	6.4	△ 139	△ 34.0
561	御浜町	27	23	0.5	△ 4	△ 14.8
562	紀宝町	34	23	0.5	△ 11	△ 32.4

(8) 市町別 使用漁船隻数の前回センサス値との比較

表 11 市町別 使用漁船隻数の前回センサス値との比較 (隻、%)

使用漁船隻数(隻)						
市町番号	市町名	H30	R5	構成割合(%)	対前回	
					増減数	増減率(%)
24	三重県	6,582	5,030	100.0	△ 1,549	△ 23.6
201	津市	143	122	2.4	△ 21	△ 14.7
202	四日市市	33	27	0.5	△ 6	△ 18.2
203	伊勢市	140	133	2.6	△ 7	△ 5.0
204	松阪市	198	176	3.5	△ 22	△ 11.1
205	桑名市	193	150	3.0	△ 43	△ 22.3
207	鈴鹿市	284	227	4.5	△ 57	△ 20.1
209	尾鷲市	298	187	3.7	△ 111	△ 37.2
211	鳥羽市	1,511	1,230	24.5	△ 281	△ 18.6
212	熊野市	134	110	2.2	△ 24	△ 17.9
215	志摩市	2,138	1,503	29.9	△ 635	△ 29.7
303	木曽岬町	X	34	0.7	-	-
344	川越町	X	0	0.0	-	-
442	明和町	85	59	1.2	△ 26	△ 30.6
471	大紀町	87	57	1.1	△ 30	△ 34.5
472	南伊勢町	881	726	14.4	△ 155	△ 17.6
543	紀北町	365	241	4.8	△ 124	△ 34.0
561	御浜町	17	16	0.3	△ 1	△ 5.9
562	紀宝町	38	32	0.6	△ 6	△ 15.8

【調査の概要】

1 調査の目的

漁業の生産構造等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備すること。

2 根拠法規

統計法（平成 19 年法律第 53 号）、統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）、漁業センサス規則（昭和 38 年農林省令第 39 号）及び平成 15 年 5 月 20 日農林水産省告示第 776 号

3 調査体系の概要

調査の種類	調査の系統
海面漁業調査 漁業経営体調査	農 林 水 産 省
	都 道 府 県
	市 区 町 村
	統 計 調 査 員
	調 査 対 象

4 調査の対象

海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 138 条第 5 項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体。

5 調査事項

- (1) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況
- (2) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

6 調査期日

令和 5 年 11 月 1 日現在

7 調査方法

統計調査員が、調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

また、調査対象から面接調査（他計調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査（他計調査）の方法をとった。

8 集計方法

本調査は全数調査であることから、集計は有効回答となった調査票の単純積み上げにより行った。

なお、未記入の回答必須項目がある一部の調査票のうち、

ア 当該調査票の回答が得られた項目を基に補完することが可能な項目

イ ア以外の項目であっても、選択式の項目であり、特定の選択肢に当てはめて補完することにより他の調査項目との不整合が生じない項目

に限り、必要な補完を行った上で有効回答となった調査票も集計対象とした。

9 数値について

(1) 数値について

数字の単位未満は原則として四捨五入した。したがって、合計の数字と内訳の計が一致しない場合もある。

(2) 統計表に使用した符号

統計表に使用した符号は次のとおりである。

「－」……事実のないもの

「X」……秘密保護上統計数値を公表しないもの

【用語解説】

■海面漁業

海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。

■調査期日前一年間

令和4年11月1日から令和5年10月31日まで

■漁業経営体

調査期日前1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面漁業を営んだ世帯、事業所等をいう。

ただし、調査期日前1年間ににおける自営漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

■ 經營組織

漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。

○個人経営体

漁業経営体のうち、非法人の個人・世帯をいう。

○団体経営体

個人経営体以外の漁業経営体をいう。

・会社

会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社（株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社）をいう。

なお、特例有限会社は株式会社に含む。

・漁業協同組合

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）（以下「水協法」という。）第2条に規定する漁業協同組合（以下「漁協」という。）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）をいう。

なお、水協法第18条第2項に規定する内水面組合は除く。

・漁業生産組合

水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。

・共同経営

2つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。

・その他

都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。

■經營階層

漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ漁業種類のうち、最も販売金額の多かった漁業種類及び調査期日前1年間に使用した漁船のトン数により、次の方法により決定した。

(7) 調査期日前1年間の販売金額1位の漁業種別が、大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖に該当したものを当該階層に区分。

(イ) (ア)に該当しない経営体について、調査期日前1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1トン未満から動力漁船3,000トン以上の階層までの16経営体階層に区分。

なお、調査期日前1年間に使用した漁船には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等は含まない。

■漁業層

○沿岸漁業層

経営体階層の漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を合わせたものをいう。

・海面養殖層 ○中小漁業層 ○大規模漁業層	経営体階層の海面養殖の各階層を合わせたものをいう。 経営体階層の動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を合わせたものをいう。 経営体階層の動力漁船1,000トン以上の各階層を合わせたものをいう。
■漁業種類 ○営んだ漁業種類	漁業経営体が営んだ漁業の種類を区分したもの（54種類。国のHP参照）をいう。 漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。
■漁獲物・収獲物の販売金額	漁業経営体が調査期日前1年間に漁獲物・海面養殖の収獲物を販売した金額（消費税を含む。）をいう。 なお、自家消費（家庭消費）分は販売金額に含まない。
■漁業従事世帯員（家族）	個人経営体の世帯員のうち調査期日前1年間に漁業を行った人をいう。 なお、共同経営の構成員や他の漁業経営体の雇用者として漁業に従事した場合も含む。
■漁業従事役員	団体経営体における調査期日前1年間に自営漁業に従事した経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者で自営漁業の海上作業又は陸上作業に責任のある者をいう。 なお、自営漁業に従事せず、役員会に出席するだけの者は含まない。
■漁業就業者 ○個人経営体の自家漁業のみ ○漁業従事役員 ○漁業雇われ	満15歳以上で調査期日前1年間に自営漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。 漁業就業者のうち、個人経営体の世帯員で自営漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。 前述の「漁業従事役員」に同じ。 漁業就業者のうち、上記以外の者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。
■新規就業者	調査期日前1年間に①新たに漁業を始めた者、②他の仕事の主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。 なお、個人経営体の漁業に従事した世帯員については、前述の「個人経営体の自家漁業のみ」のうち、調査期日前1年以内に海面漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事し、①～③のいずれかに該当する者を新規就業者とした。
■11月1日現在の海上作業従事者	満15歳以上で、調査期日現在で海上作業に従事した者をいう。 なお、調査期日当日に海上作業を行っていない漁業経営体の調査期日前10日くらいの期間の平常とみられる日において自営漁業の海上作業に従事した者を含む。

む。

■漁船

調査期日前1年間に漁業経営体が漁業生産のために使用した船をいい、主船のほかにも付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。

ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。

なお、漁船隻数の算出に当たっては、重複計上を回避するため、調査期日前1年間に漁業生産のために使用した船のうち、調査日現在保有しているものに限定している。

○無動力漁船

推進機関を付けない漁船をいう。

○船外機付漁船

無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船とし、他は無動力漁船とした。

○動力漁船

推進機関を船体に固定した漁船をいう。

なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。

○漁船非使用階層

素潜り漁、採貝、採藻等の漁船を使用しないで漁業を行うものをいう。

■漁業の海上作業

ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁ろう作業（漁場での水産動植物の採捕に係る作業）、船上加工等の海上における全ての作業をいう（運搬船など、漁ろうに関して必要な船の全ての乗組員の作業も含める。漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者に含む。）。

イ 定置網漁業では、網の張り立て（網の設置）、取替え、漁船の航行、漁ろう等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張る作業）をいう。

ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁ろう等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。

エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾う作業も含む。）、潜水等をする作業をいう。

オ 養殖業では、次の作業をいう。

(ア) 海上養殖施設での養殖

a 漁船を使用した養殖施設までの往復

b いかだ、ひび（枝付の竹、樹の枝）、網等の養殖施設の張立て又は取り外し

c 採苗（さいびょう）、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上において行う全ての作業

(イ) 陸上養殖施設での養殖

a 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）での全ての作業

b 養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）の掃除

c 池又は水槽の見回り

■個人経営体の専業分類

○専業

個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業からのみの場合をいう。

○第1種兼業

個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも多かった場合をいう。

○第2種兼業

個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも多かった場合をいう。

■兼業の種類

○水産物の加工

水産物を主たる原料とする加工製造業をいう。

他から水産物を購入して加工製造するもの及び原料が自ら生産した生産物であっても、同一構内（屋敷内）に工場、作業場と認められるものがあり、その製造活動に専従の常時従業者（家族も含む。）を使用し、加工製造するものを含む。

なお、藻類の素干し品のみを製造する場合は、水産加工業に含まない。

○漁家民宿

旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく旅館業の許可を得て、観光客等の第3者を宿泊させ、自ら生産した水産動植物や地域の食材を、その使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。

○漁家レストラン

食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の者に自ら生産した水産動植物を、その使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。

○遊漁船業

遊漁者から料金を徴収し、漁船、遊漁船等を使用して遊漁者を漁場に案内し、釣りなどの方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業（船釣り、瀬渡し等）をいう。

なお、遊漁者を他の業者に斡旋する業務は遊漁船業に含まない。

○農業

販売することを目的に農業を行っている場合をいう。

○小売業

自ら生産した水産動植物又はそれを使用した加工品を小売りする事業をいう。

なお、インターネットや行商など、店舗を持たない場合も含む。

○その他

上記以外のものをいう。

■基幹的漁業従事者

各個人経営体における満15歳以上の自営漁業の調査期日前1年間の海上作業従事日数が最も多かった世帯員をいう。

■自家漁業の後継者

満15歳以上で調査期日前1年間に漁業に従事した者のうち、将来、自営漁業の経営主になる予定の者をいう。

大海区

海面漁業生産統計調査の表章単位として定めた地域区分をいう。

全国を9区分しており、それぞれの境界線については、大海区区分図のとおり。

https://www.maff.go.jp/kinki/toukei/toukeikikaku/nenpou/attach/pdf/mokuzi_2019-11.pdf

【主な出来事】（●＝三重県の漁業に直接関係する出来事）

- 1958年（昭和33年）頃 三重県でハマチ養殖開始
- ・ 1977年（昭和52年）頃 各国で200海里水域を設定
- ・ 1988年（昭和63年）～1995年（平成7年）頃 マイワシの漁獲量激減
- ・ 2010年頃～ サンマ漁獲量減少
- 2011年（平成23年） 南伊勢町でマグロの養殖開始
- ・ 2017年（平成29年） 黒潮大蛇行始まる
- 2018年（平成30年）8月 養殖マダイの「伊勢黒潮まだい」販売開始
- 2019年（令和元年） アコヤガイ稚貝の大量斃（へい）死
- 同 年（ 〃 ）7月 和具のわかめ、MEL（マリンエコラベル）認証（世界初）
- ・ 2020年（令和2年） 真珠輸出額激減
- ・ 同 年（ 〃 ）12月 改正漁業法施行
- ・ 2022年（令和4年） 真珠価格高騰
- 2023年（令和5年）11月 牡蠣の斃（へい）死が拡大
- 同 年（ 〃 ）12月 志摩市で小魚大量死

2023 年漁業センサス三重県結果概要(確報)

海面漁業調査(漁業経営体調査)

令和 7 年 5 月

三重県政策企画部統計課

〒 5 1 4 - 0 0 0 4 津市栄町 1 - 9 5 4

電話 0 5 9 - 2 2 4 - 2 0 5 2